

## ベンチャー企業成長支援業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

### 1 件名

令和元年度 ベンチャー企業成長支援業務委託

### 2 業務目的

近年、みなとみらい21地区を中心にR&D企業が集積し、他社との協業の中でイノベーション創出をめざす動きが広がりつつある。また隣接する関内地区にはベンチャー企業の立地が進んでいる。さらに、市内の企業の技術者や研究者、大学・研究機関の研究者や学生などのイノベーション人材の交流が進み、世界に向けたイノベーション創出に向けた機運が高まっている。本市は平成31年1月にこうした動きを一層推進するべく、市内ベンチャー企業や大企業、大学等とともに「イノベーション都市・横浜」を宣言した。

本事業は、本市のこうした強みを活かしながら、関内周辺エリアに設置する支援拠点を中核として人材や企業などの資源を地域によるネットワークを構築し、特に事業のアイデア段階から事業化までの成長を支援することにより、ベンチャー企業等が集い新たなビジネスを次々に生み出す環境を構築する（エコシステムの形成）とともに、市内に設置されている施設や地域のネットワークと連携するなどエコシステムの中核としての役割を果たすことを目指す。さらに、社会課題の解決及び本市経済の持続的な成長につなげ、「イノベーション都市・横浜」の実現および地域経済の活性化を目的とする。

なお本事業では、本市と受託者が協働しながら、「横浜市次世代産業創出事業」における目標の実現に向けて業務を推進するものとする。

### 3 履行場所

横浜市内他

### 4 事業概要

#### (1) 事業実施期間

令和元年から令和3年度の3か年とする。

#### (2) 委託契約期間

委託契約は単年度ごとの締結とする。

ア 令和元年度の委託期間は、契約締結日から令和2年3月31日までとする。

イ 令和2年度及び令和3年度の委託契約については、それぞれ令和元年度、令和2

年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で次年度の契約を決定する。

- ウ 令和2年度及び令和3年度において、事業予算の減額または削除があった場合、当該事業は縮小または中止する。
- エ 令和2年度及び令和3年度の選定委員会で、契約の相手方として決定されなかった場合は、本市はその理由を付して通知する。
- オ 本市及び受託者は、業務の終了後に、横浜市市民協働条例第15条に定める事業評価を相互に行い、公表を行う。評価が良好でなかった場合は、事業期間内であっても委託契約を更新しない場合がある。

### (3) 業務価格

令和元年度概算業務価格は59,000千円（税込）を上限とする。

業務価格の計算にあたっては、消費税の変更を織り込み、想定される経費ごとに計上時点の税率で計算すること。

提案書は、令和2年度及び令和3年度の業務価格の上限をそれぞれ60,000千円（税込）と想定し作成すること。ただし、このことをもって令和2年度及び令和3年度の業務価格を保証するものではない。

## 5 委託業務概要

### (1) 委託内容

- ア ネットワーク型ベンチャー企業成長支援の実施
- イ ベンチャー企業支援ネットワークの形成
- ウ イノベーション・エコシステム創出に向けた交流イベントの実施
- エ ベンチャー企業成長支援拠点の設置及び運営事業
- オ 支援窓口
- カ 支援拠点及び本市のイノベーション・エコシステムの情報発信
- キ その他、本市施策と連携する業務等

### (2) 提出物

- ア 内部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 4冊
- イ 外部公表用報告書冊子（A4版 簡易製本） 4冊  
ホームページ等で結果の外部公表を行うための報告書。企業情報等については、公表の同意が得られている情報のみを使って構成する。
- ウ 電子データ（USBメモリ等に記録したもの） 1式
- エ その他業務関連資料（電子データ及び紙データ） 1式

## 6 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

令和元年度の参考見積書は、業務価格を上限 59,000 千円（税込）として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

参考見積書の作成にあたっては、消費税の変更を織り込み、想定される経費ごとに計上時点の税率で計算すること。

(2) その他仕様

ア 別添 「業務委託仕様書」のとおり

イ 本市契約関係規定や「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」「WEB ページ作成基準」等関係法令を遵守すること。

(3) 協働事業

本事業は、受託者と横浜市で横浜市民協働条例に基づく市民協働事業（※）として実施する。

ア 受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市民協働条例 12 条に基づき、双方の役割分担を明確にした上で、協働契約書を策定する。

イ 受託者は、同条例第 11 条に基づき、本事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業（自主事業）を行うことができる。この場合は、あらかじめ市に届け出るものとする。

ウ 事業の成果を上げるために効果的と考える自主事業については、提案書に記載すること。

※同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。（同条例第 2 条）

## 7 委託料の支払い

委託料は、3 回以内の部分払いとし、業務報告書（月報）及び部分完了に係る委託完了届出書の受領後、市で検査確認した後支払うものとする。なお、最終の支払いについては、業務完了報告書の検査確認後に支払うものとし、支払金額は、委託費全額から支払済額を差し引いた額を上限とする。

## 8 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。